

今回のテーマ「新型コロナウイルス感染症に関する機構周知-続報」について

情報通信83号の続報です。

外国人技能実習機構の「新型コロナウイルス感染症に関するよくあるご質問」が更新されました。詳しくは機構ホームページの「お知らせ（2021.12.16）」をご覧ください。<https://www.otit.go.jp/>

実習実施者
監理団体 各位

令和3年12月16日

新型コロナウイルス感染症に関するよくあるご質問について（周知）

新型コロナウイルス感染症に関し、技能実習関係者から主に寄せられたご質問とその回答は以下のとおりですのでご参考下さい。

技能実習生に係る新型コロナウイルス感染症への対応について

追加されました

Q19 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、技能実習3号開始後の一時帰国ができない状況が続いている。技能実習3号（2年目）に技能実習生に一時帰国を行うよう努めることとして、在留期間の更新許可を受けているが、一時帰国ができないまま、技能実習3号を修了することとして問題はないか。

A19 帰国困難事情が解消された場合には、一時帰国予定時期について技能実習生の意向を確認した上で、技能実習生の意向に沿って一時帰国を行わせるよう努めてください。なお、帰国困難事情が解消し、技能実習生に一時帰国の希望があるにもかかわらず、実習実施者等の都合を優先して帰国させないことは認められません。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴って、一時帰国をしないまま技能実習3号を修了してしまうことも想定されますが、この場合には認定計画の履行状況に係る管理簿（技能実習制度運用要領参考様式第4-1号）に一時帰国が困難である旨や技能実習3号（2年目）に予定していた一時帰国時期等を記録しておいてください。